

予備試験 民事訴訟法 平成26年

問題文

〔設問1〕と〔設問2〕の配点の割合は、2：3)

次の【事例】について、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

Xは、Aとの間で、Aの所有する甲土地についての売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、売買を原因とする所有権移転登記を経由している。ところが、本件売買契約が締結された後、Xは、Yが甲土地上に自己所有の乙建物を建築し、乙建物の所有権保存登記を経由していることを知った。Xは、Yに甲土地の明渡しを求めたが、Yは、A X間で本件売買契約が締結される前に、Aとの間で土地上に自己所有の建物を建築する目的で、甲土地を賃借する旨の契約を締結しており、甲土地の正当な占有権原がある旨を主張して、これに応じなかった。

そこで、Xは、平成26年4月15日、甲土地の所在地を管轄する地方裁判所に、Yを被告として、甲土地の所有権に基づき、乙建物を収去して甲土地を明け渡すことを求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起し、その訴状は、同月21日、Yに対して送達された。

平成26年7月13日の時点では、乙建物は、これをYから賃借したWが占有している。

〔設問1〕

上記の【事例】において、YがWに乙建物を賃貸したのは平成26年2月10日であり、Xは、Wに乙建物が賃貸されたことに気付かないまま、Yのみを相手に建物収去土地明渡しを求める本件訴訟を提起し、その後、乙建物をWが占有していることに気付いた。Xは、Wに対する建物退去土地明渡請求についても、本件訴訟の手続で併せて審理してもらいたいと考えているが、そのために民事訴訟法上どのような方法を探り得るか説明しなさい。

〔設問2〕（〔設問1〕の問題文中に記載した事実は考慮しない。）

上記の【事例】において、YがWに乙建物を賃貸したのは平成26年5月10日であり、そして、Wは、本件訴訟で、A X間で本件売買契約が締結された事実はないとして、Xが甲土地の所有権を有することを争いたいと考えている。

ところが、Yは、本件訴訟の口頭弁論期日において、A X間で本件売買契約が締結されたことを認める旨の陳述をした。

- ① Yがこの陳述をした口頭弁論期日の後に、Wが本件訴訟に当事者として参加した場合
- ② Wが本件訴訟に当事者として参加した後の口頭弁論期日において、Yがこの陳述をした場合

③ Xの申立てにより裁判所がWに訴訟を引き受けさせる旨の決定をした後の口頭弁論期日において、Yがこの陳述をした場合のそれぞれについて、Wとの関係で、このYの陳述が有する民事訴訟法上の意義を説明しなさい。

旧司法試験 民事訴訟法 平成21年 第1問

問題文

Xは、自転車に乗って道路を横断中、Yが運転する乗用車と接触して転倒し負傷したために、3000万円の損害を被ったと主張して、Yに対し、3000万円のうちの2000万円の損害賠償を求める訴えを提起した。この訴訟において、Yは、請求棄却を求め、事故の原因は急いでいたために赤信号を無視したXにあると主張した。裁判所は、事故はYの過失によって発生したものであり、Xの被った全損害の損害額は2500万円であるが、整備不良のためにブレーキがきかないまま自転車を運転し赤信号の道路に飛び出したXにも5割の過失があると認めた。

裁判所は、どのような判決をすべきか。